

政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の改定（案）新旧対照表

旧	新	改定の概要
I．政治資金監査の目的 1．政治資金規正法の目的・基本理念 1．政治資金規正法は、政治活動の公明と公正を確保し、それにより民主政治の健全な発達に寄与することを目的とするものである。 3．政治資金監査の基本的性格 7．<u>新たに創設された</u>政治資金監査制度は、国会議員関係政治団体の収支報告の適正の確保を図ることを目的として、以下に掲げる基本的性格を有するものであり、制度の運用や政治資金監査の実施に当たっては、この基本的性格を十分に踏まえることが必要である。 8．政治資金監査は、外部性を有する第三者が行うものである。 政治団体の収支報告書については、総務大臣及び都道府県の選挙管理委員会において審査が行われているが、これは収支報告書の形式や収支報告書に記載すべき事項の記載が十分であるかどうかについて、行政庁の職員が形式的に審査するものである。政治資金監査は、収支報告書のみならず、国会議員関係政治団体の内部資料である会計帳簿や領収書等の現物を含め、外部性を有する第三者が国会議員関係政治団体の<u>すべての</u>支出をチェックする制度である。これにより、当該国会議員関係政治団体の<u>すべての</u>支出について、支出の相手方、目的、金額、年月日等が外部的な目で確認されることになり、内部のみで処理されることによって生じうる誤りを防ぐとともに、<u>これまで以上に</u>収支報告の適正の確保と透明性の向上を図ることができるものと期待される。したがって、政治資金監査においては、外部性の確保が重要であり、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体との間に密接な身分関係を有する登録政治資金監査人については、政治資金規正法において業務制限が設けられている。	I．政治資金監査の目的 1．政治資金規正法の目的・基本理念 1．政治資金規正法（<u>昭和23年法律第194号</u>）は、政治活動の公明と公正を確保し、それにより民主政治の健全な発達に寄与することを目的とするものである。 3．政治資金監査の基本的性格 7．政治資金監査制度は、国会議員関係政治団体の収支報告の適正の確保を図ることを目的として、以下に掲げる基本的性格を有するものであり、制度の運用や政治資金監査の実施に当たっては、この基本的性格を十分に踏まえることが必要である。 8．政治資金監査は、外部性を有する第三者が行うものである。 政治団体の収支報告書については、総務大臣及び都道府県の選挙管理委員会において審査が行われているが、これは収支報告書の形式や収支報告書に記載すべき事項の記載が十分であるかどうかについて、行政庁の職員が形式的に審査するものである。政治資金監査は、収支報告書のみならず、国会議員関係政治団体の内部資料である会計帳簿や領収書等の現物を含め、外部性を有する第三者が国会議員関係政治団体の<u>全ての支出及び翌年への繰越しの状況</u>をチェックする制度である。これにより、当該国会議員関係政治団体の<u>全ての</u>支出について、支出の相手方、目的、金額、年月日等が、<u>あわせて翌年への繰越しの金額について、預金又は貯金の口座の残高の額と一致しているかどうか</u>が、外部的な目で確認されることになり、内部のみで処理されることによって生じうる誤りを防ぐとともに、収支報告の適正の確保と透明性の向上を図ることができるものと期待される。したがって、政治資金監査においては、外部性の確保が重要であり、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体との間に密接な身分関係を有する登録政治資金監査人については、政治資金規正法において業務制限が設けられている。	法令番号の追記 表現の整理 政治資金規正法の一部を改正する法律（令和6年法律第64号）の改正内容（以下本欄において「法改正内容」という。）の反映 表現の整理

10. 政治資金監査は、会計事務に対して外形的・定型的に行われるものである。 - 政治資金監査は、政治資金規正法及び政治資金監査に関する具体的な指針（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき、国会議員関係政治団体が管理すべき会計帳簿等の関係書類が保存されているかどうか、それらの書面の記載が整合的かどうかを外形的・定型的に確認する業務である。また、政治資金監査を行うに当たっては、いうまでもなく国会議員関係政治団体の政治活動の自由を尊重することが求められるものであり、政治資金の使途の妥当性を評価するものではない。 - 登録政治資金監査人は、第三者に対する調査や資料要求を行う権限を付与されていないことから、もっぱら会計責任者の責任において作成、提出された資料及び会計責任者の説明に基づき、支出の状況を確認することが期待される。この場合、政治資金監査の適正さを確保するため、政治資金監査は当該国会議員関係政治団体の事務所において行い、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類は現物を確認しなければならない。	10. 政治資金監査は、会計事務に対して外形的・定型的に行われるものである。 （略） - 登録政治資金監査人は、第三者に対する調査や資料要求を行う権限を付与されていないことから、もっぱら会計責任者の責任において作成、提出された資料及び会計責任者の説明に基づき、支出<u>及び翌年への繰越し</u>の状況を確認することが期待される。この場合、政治資金監査の適正さを確保するため、政治資金監査は当該国会議員関係政治団体の事務所において行い、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類は現物を確認しなければならない。	法改正内容の反映
---	--	-----------------

旧	新	改定の概要
Ⅱ．登録政治資金監査人 1．登録政治資金監査人の資格 （1）資格 2．登録政治資金監査人の登録を受けようとする者は、登録申請書を、弁護士、公認会計士又は税理士のいずれかに該当する者であることを証する書面を添えて、政治資金適正化委員会に提出しなければならない（法第19条の20第1項）。なお、登録の際には、登録免許税法に規定された税額により登録免許税を納めなければならない。 （2）業務制限 6．登録政治資金監査人が、以下のいずれかに該当する場合には、当該登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことはできない（法第19条の13第5項）。 ① 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者（以下「国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等」という。） ② 国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等の配偶者 ③ 国会議員関係政治団体の役職員又はその配偶者 ④ <u>2号団体にあっては、当該団体が推薦し、若しくは支持する国会議員に係る公職の候補者（現に国会議員の職にある者及び国会議員に係る公職の候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）又はその配偶者</u> （新設） ⑤ 政治資金監査対象年の最初の日から政治資金監査の最初の日の前日までの期間内に国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等であった者 7．業務制限が設けられた趣旨は、政治資金監査の外部性の確保であることから、登録政治資金監査人は、政治資金監査を行う時期だけではなく、政治資金監査契約を締結した日から政治資金監査報告書の日付までの期間は、上記<u>6．①</u>から<u>④</u>までの業務制限に該当してはならない。	Ⅱ．登録政治資金監査人 1．登録政治資金監査人の資格 （1）資格 2．登録政治資金監査人の登録を受けようとする者は、登録申請書を、弁護士、公認会計士又は税理士のいずれかに該当する者であることを証する書面を添えて、政治資金適正化委員会に提出しなければならない（法第19条の20第1項）。なお、登録の際には、登録免許税法（昭和42年法律第35号）に規定された税額により登録免許税を納めなければならない。 （2）業務制限 6．登録政治資金監査人が、以下のいずれかに該当する場合には、当該登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことはできない（法第19条の13第5項）。 ①～③ （略） ④ <u>法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体（2号団体）にあっては、当該団体が推薦し、若しくは支持する国会議員に係る公職の候補者（現に国会議員の職にある者及び国会議員に係る公職の候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）又はその配偶者</u> ⑤ <u>法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体（3号団体）にあっては、当該団体を主宰する国会議員若しくは当該団体の主要な構成員である国会議員（以下「3号団体関係国会議員」という。）又は3号団体関係国会議員の配偶者</u> ⑥ （略） 7．業務制限が設けられた趣旨は、政治資金監査の外部性の確保であることから、登録政治資金監査人は、政治資金監査を行う時期だけではなく、政治資金監査契約を締結した日から政治資金監査報告書の日付までの期間は、上記 <u>6．①</u>から<u>⑤</u>までの業務制限に該当してはならない。	法令番号の追記 表現の整理 法改正内容の反映 表現の整理及び法改正内容の反映

また、自ら作成・徴取した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類（当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等<u>及び振込明細書</u>をいう。以下同じ。）について自ら政治資金監査を行うことになるため、上記 <u>6. ⑤</u>に該当する場合には、政治資金監査を行うことはできない。 なお、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は、政治資金監査報告書において明らかとなる。 2. 登録政治資金監査人の職務 8. 登録政治資金監査人は、政治資金監査マニュアルに基づき、以下に掲げる事項について政治資金監査を行う（法第19条の13第2項）。 ・ 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等<u>及び振込明細書</u>が保存されていること。 ・ 会計帳簿には国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。 ・ 収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。 ・ 領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。 （新設） 10. 登録政治資金監査人の職務は、国会議員関係政治団体の会計責任者が作成した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について、法及び政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行い、政治資金監査報告書を作成することにある。したがって、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類の<u>作成責任及び政治資金監査報告書を収支報告書に併せて提出する義務を登録政治資金監査人が負うものではない。</u> 3. 登録政治資金監査人の責任 11. 登録政治資金監査人の責任については、法において以下のとおり規定されている。 ・ 登録政治資金監査人又は登録政治資金監査人であった者は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない（法第19条の28第1項）。また、登録政治資金監査人の使用人その他の従業者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務を補助したことについて知り得た秘密を漏らしてはならない（法第19条の28第2項）。	また、自ら作成・徴取した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類（当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、<u>振込明細書、残高確認書及び差額説明書</u>をいう。以下同じ。）について自ら政治資金監査を行うことになるため、上記 <u>6. ⑥</u>に該当する場合には、政治資金監査を行うことはできない。 なお、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は、政治資金監査報告書において明らかとなる。 2. 登録政治資金監査人の職務 8. 登録政治資金監査人は、政治資金監査マニュアルに基づき、以下に掲げる事項について政治資金監査を行う（法第19条の13第2項）。 ・ 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、<u>振込明細書、残高確認書及び差額説明書</u>が保存されていること。 ・ （略） ・ （略） ・ （略） <u>・ 収支報告書は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていること。</u> 10. 登録政治資金監査人の職務は、国会議員関係政治団体の会計責任者が作成した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について、法及び政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行い、政治資金監査報告書を作成することにある。したがって、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を<u>作成する義務、収支報告書が法に従って作成されていることについて代表者に対し説明する義務及び政治資金監査報告書を収支報告書に併せて提出する義務を登録政治資金監査人が負うものではない。</u> 3. 登録政治資金監査人の責任 11. 登録政治資金監査人の責任については、法において以下のとおり規定されている。 ・ （略）	法改正内容の反映 表現の整理 法改正内容の反映 同上 表現の整理及び法改正内容の反映
---	--	--

- 法第 1 9 条の 2 8 の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処せられる（法第 2 6 条の 7）。 - 政治資金監査報告書に虚偽の記載をした者は、3 0 万円以下の罰金に処せられる（法第 2 6 条の 6）。 12. なお、各士業法においても、以下のとおり責任の定めがある。 - 登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たって弁護士、公認会計士又は税理士としての信用を傷つけ、品位を害するような行為をした場合には、弁護士法、公認会計士法又は税理士法上の信用失墜行為として懲戒処分の対象となり得る（弁護士法第 5 6 条第 1 項・公認会計士法第 2 6 条・税理士法第 3 7 条）。	- 法第 1 9 条の 2 8 の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の拘禁刑又は 5 0 万円以下の罰金に処せられる（法第 2 6 条の 7）。 （略） 12. なお、各士業法においても、以下のとおり責任の定めがある。 - 登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たって弁護士、公認会計士又は税理士としての信用を傷つけ、品位を害するような行為をした場合には、弁護士法(昭和 2 4 年法律第 2 0 5 号)、公認会計士法(昭和 2 3 年法律第 1 0 3 号)又は税理士法(昭和 2 6 年法律第 2 3 7 号)上の信用失墜行為として懲戒処分の対象となり得る（弁護士法第 5 6 条第 1 項・公認会計士法第 2 6 条・税理士法第 3 7 条）。	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 6 8 号）の改正内容の反映（令和 7 年 6 月 1 日施行） 法令番号の追記
---	--	--

旧	新	改定の概要
Ⅲ．国会議員関係政治団体 1．国会議員関係政治団体の定義 1. 国会議員関係政治団体とは、以下に掲げる政治団体（政党本部、みなし1号団体に該当する政党支部以外の政党支部、<u>派閥・政策研究団体</u>及び政治資金団体を除く。）をいう。 【1号団体】 国会議員に係る公職の候補者が代表者である資金管理団体その他の政治団体（法第19条の7第1項第1号） 【2号団体】 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18第1項第4号に該当する政治団体（いわゆる寄附金控除制度の適用を受ける団体）のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（法第19条の7第1項第2号） （新設） 【みなし1号団体】 政党支部であって、国会議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者であるもの（法第19条の7第2項） （新設）	Ⅲ．国会議員関係政治団体 1．国会議員関係政治団体の定義 1. 国会議員関係政治団体とは、以下に掲げる政治団体（政党本部、みなし1号団体に該当する政党支部以外の政党支部及び政治資金団体を除く。）をいう。 【1号団体】 （略） 【2号団体】 （略） 【3号団体】 <u>法第5条第1項第1号に掲げる団体（政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの）（いわゆる派閥・政策研究団体）（法第19条の7第1項第3号）</u> 【みなし1号団体】 （略） 2. <u>国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党本部、みなし1号団体に該当する政党支部以外の政党支部及び政治資金団体を除く。）のうち、各年中において以下のいずれかに該当する寄附の金額が1,000万円以上となった政治団体は、その年及びその翌年において国会議員関係政治団体であるものとみなされ、国会議員関係政治団体の特例に係る規定（これに係る罰則を含む。）が適用される（法第19条の16の3第1項）。</u> ① <u>同一の国会議員関係政治団体（3号団体を除く。）から受けた寄附の金額（数回にわたってされたときは、その合計金額。②において同じ。）（国会議員関係政治団体に係る公職の候補者が同一の者である2以上の国会議員関係政治団体から受けた寄附にあつては、その金額の合計額）</u> ② <u>同一の3号団体から受けた寄附の金額</u>	法改正内容の反映 同上 同上

(新設)	<u>2. 国会議員関係政治団体の金銭の保管</u>	法改正内容の反映
(新設)	<u>3. 国会議員関係政治団体は、その有する金銭については、国債証券等又は金銭信託による運用に係るものを除き、銀行その他の金融機関への預金又は貯金の方法により保管するものとする（法第19条の8の2）。</u>	同上
(新設)	<u>3. 国会議員関係政治団体の代表者の責務</u>	同上
(新設)	<u>4. 国会議員関係政治団体の代表者には、主に、以下に掲げる責務が課せられている。</u> <u>・ 収支報告書の記載に係る会計責任者の職務が法の規定に従って行われるよう、当該国会議員関係政治団体の会計責任者を監督すること（法第19条の12の2）。</u> <u>・ 随時又は定期に、以下に掲げる事項を確認すること（法第19条の12の3）。</u> <u>① 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。</u> <u>② 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係る収入及び支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。</u> <u>・ 随時又は定期に行った確認の結果及び当該国会議員関係政治団体の会計責任者が行った説明の内容並びに政治資金監査報告書に基づき、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が法の規定に従って収支報告書を作成していることを確認し、その旨を記載した確認書を会計責任者に交付すること（法第19条の14の2第2項）。</u>	同上
<u>2. 国会議員関係政治団体の会計責任者の責務</u>	<u>4. 国会議員関係政治団体の会計責任者の責務</u>	表現の整理
<u>2. 国会議員関係政治団体の会計責任者には、主に、以下に掲げる責務が課せられている。</u> <u>・ 会計帳簿を備え、これに当該国会議員関係政治団体に係るすべての収入、支出及び金銭等の運用について、所定の事項を記載すること（法第9条第1項）。</u> <u>・ すべての支出について、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面（以下「領収書等」という。）を徴すこと（法第11条第1項・第19条の9）。</u> <u>・ 毎年12月31日現在で、当該国会議員関係政治団体に係るその年における収入、支出等を記載した収支報告書を、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出すること（法第12条第1項・第19条の10）。</u> <u>・ 会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び領収書等を徴し難かった支出の明細書等を、これらに係る収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存すること（法第16条第1項・第19条の11第2項）。</u> <u>・ 国会議員関係政治団体が行った支出のうち領収書等を徴し難い事情があったものについては、政治資金監査を受けるまでの間に、領収書等を徴し難かった支出の明</u>	<u>5. 国会議員関係政治団体の会計責任者には、主に、以下に掲げる責務が課せられている。</u> <u>・ 会計帳簿を備え、これに当該国会議員関係政治団体に係る全ての収入、支出及び金銭等の運用について、所定の事項を記載すること（法第9条第1項）。</u> <u>・ 全ての支出について、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面（以下「領収書等」という。）を徴すこと（法第11条第1項・第19条の9）。</u> <u>・ （略）</u> <u>・ 会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、残高確認書及び差額説明書を、これらに係る収支報告書が公表された日から3年を経過する日まで保存すること（法第16条第1項・第19条の11の3）。</u> <u>・ 国会議員関係政治団体が行った支出のうち領収書等を徴し難い事情があったものについては、政治資金監査を受けるまでの間に、領収書等を徴し難かった支出の明</u>	法改正内容の反映 同上 同上 同上

細書等を作成すること（法第１９条の１１第１項）。 （新設） （新設） 3. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治団体の会計責任者として収支報告書を提出するときは、あらかじめ、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人の政治資金監査を受けなければならない（法第１９条の１３第１項）。 （新設） 4. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、<u>登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を当該収支報告書に併せて提出しなければならない</u>（法第１９条の１４）。なお、法第１９条の１４の規定に違反して、政治資金監査報告書の提出をしなかった者は、５年以下の禁錮又は１００万円以下の罰金に処せられるが、政治資金監査報告書を収支報告書に併せて提出する義務を負っているのは会計責任者であり、登録政治資金監査人ではない（法第２５条第１項第１の２号）。 （新設）	細書等を作成すること（法第１９条の１１）。 ・ <u>政治資金監査を受けるまでの間に、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が、残高確認書に記載された残高の額（当該国会議員関係政治団体が２以上の口座を有する場合には、その合計額。以下同じ。）と一致しているかどうかを確認すること（法第１９条の１１の２第１項）。</u> ・ <u>上記確認により収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が残高確認書に記載された残高の額と一致しないことが判明したときは、政治資金監査を受けるまでの間に、差額説明書を作成すること（法第１９条の１１の２第２項）。</u> ・ <u>収支報告書を提出するときは、あらかじめ、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について、登録政治資金監査人の政治資金監査を受けること（法第１９条の１３第１項）。</u> ・ <u>収支報告書を提出するときは、あらかじめ、当該国会議員関係政治団体の代表者に対し、収支報告書が法の規定に従って作成されていることについて、収支報告書及びこれに併せて提出すべき書面（以下の書面）を示して説明すること（法第１９条の１４の２第１項）。</u> ① <u>領収書等の写し（領収書等を徴し難かった支出がある場合は、②又は③も併せて提出）</u> ② <u>領収書等を徴し難かった支出の明細書</u> ③ <u>振込明細書に係る支出目的書及び振込明細書の写し</u> ④ <u>政治資金監査報告書</u> 6. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、政治資金監査報告書を当該収支報告書に併せて提出するとともに、<u>当該国会議員関係政治団体の代表者が交付した確認書を当該収支報告書に添付しなければならない</u>（法第１９条の１４・第１９条の１４の２第４項）。なお、法第１９条の１４の規定に違反して、政治資金監査報告書の提出をしなかった者は、５年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金に処せられるが、政治資金監査報告書を収支報告書に併せて提出する義務を負っているのは会計責任者であり、登録政治資金監査人ではない（法第２５条第１項第１号の２）。 7. <u>国会議員関係政治団体の会計責任者は、上記 6. による収支報告書及び政治資金監査報告書の提出並びに確認書の添付については、オンラインにより行うものとする（法第１９条の１５）。</u>	法改正内容の反映 同上 同上 表現の整理 法改正内容の反映 表現の整理 法改正内容の反映 同上 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）の改正内容の反映（令和７年６月１日施行）規定の適正化 法改正内容の反映
--	--	--

3. 政治団体の区分に異動があった場合の留意事項 5. 次の政治団体においても、政治資金監査を受ける必要がある。 ① その年の途中で国会議員関係政治団体となり、1 2 月 3 1 日又は解散等により政治団体でなくなった日において、国会議員関係政治団体に該当する政治団体 ② 1 2 月 3 1 日又は解散等により政治団体でなくなった日において、国会議員関係政治団体に該当しない政治団体のうち、年の途中において国会議員関係政治団体であった期間があり、かつ、その年に収入又は支出を計上している政治団体（新設） これらの場合、国会議員関係政治団体であった期間についてのみならず、その年の全期間の支出に係る収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について政治資金監査を受けなければならないことに留意すること。 なお、上記②に関して、その年に収入及び支出をともに計上していない場合には、その年に係る政治資金監査を受ける必要はなく、前年からの繰越額はその年の収入には含まれない。 6. 会計責任者に法令上求められる収支報告書及び会計帳簿等の関係書類の作成・徴取義務は、国会議員関係政治団体、国会議員関係政治団体には該当しない資金管理団体、又は国会議員関係政治団体若しくは資金管理団体のいずれにも該当しない政治団体（以下「その他の政治団体」という。）のそれぞれの政治団体の区分によりその対象となる支出の範囲が異なるものであること。 7. 政治資金監査は、政治団体の区分に応じて法令上求められる収支報告書及び会計帳簿等の関係書類の作成・徴取義務の対象となる支出の範囲で確認を行うことで足りるものであること。なお、政治団体の区分ごとの政治資金監査の対象となる支出の範囲は、以下のとおりであること。 <table><tr><td></td><td>国会議員関係政治団体</td><td>資金管理団体</td><td>その他の政治団体</td></tr><tr><td>会計帳簿</td><td colspan="3">すべての支出</td></tr><tr><td>明細書</td><td colspan="3">すべての支出</td></tr><tr><td>領収書等</td><td>すべての支出</td><td colspan="2">1 件 5 万円以上の支出</td></tr><tr><td>振込明細書</td><td>すべての支出</td><td colspan="2">1 件 5 万円以上の支出</td></tr><tr><td>領収書等を徴し難かった支出の明細書</td><td>すべての支出</td><td>人件費以外の経費で1 件 5 万円以上の支出</td><td>経常経費以外の経費で1 件 5 万円以上の支出</td></tr></table>		国会議員関係政治団体	資金管理団体	その他の政治団体	会計帳簿	すべての支出			明細書	すべての支出			領収書等	すべての支出	1 件 5 万円以上の支出		振込明細書	すべての支出	1 件 5 万円以上の支出		領収書等を徴し難かった支出の明細書	すべての支出	人件費以外の経費で1 件 5 万円以上の支出	経常経費以外の経費で1 件 5 万円以上の支出	5. 政治団体の区分に異動があった場合の留意事項 8. 以下の政治団体においても、政治資金監査を受ける必要がある。 ① （略） ② 1 2 月 3 1 日又は解散等により政治団体でなくなった日において、国会議員関係政治団体に該当しない政治団体のうち、年の途中において国会議員関係政治団体であった期間がある政治団体 ③ 法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体の特例に係る規定（これに係る罰則を含む。）が適用される政治団体 これらの場合、国会議員関係政治団体であった期間についてのみならず、その年③の場合、国会議員関係政治団体から一定の寄附を受けた年及びその翌年）の全期間の支出に係る収支報告書及び会計帳簿等の関係書類並びに翌年への繰越しの状況に係る残高確認書及び差額説明書について政治資金監査を受けなければならないことに留意すること。 （削除） 9. （略） 10. 支出に係る政治資金監査は、政治団体の区分に応じて法令上求められる収支報告書及び会計帳簿等の関係書類の作成・徴取義務の対象となる支出の範囲で確認を行うことで足りるものであること。なお、政治団体の区分ごとの政治資金監査の対象となる支出の範囲は、以下のとおりであること。 <table><tr><td></td><td>国会議員関係政治団体</td><td>資金管理団体</td><td>その他の政治団体</td></tr><tr><td>会計帳簿</td><td colspan="3">全ての支出</td></tr><tr><td>明細書</td><td colspan="3">全ての支出</td></tr><tr><td>領収書等</td><td>全ての支出</td><td colspan="2">1 件 5 万円以上の支出</td></tr><tr><td>振込明細書</td><td>全ての支出</td><td colspan="2">1 件 5 万円以上の支出</td></tr><tr><td>領収書等を徴し難かった支出の明細書</td><td>全ての支出</td><td>人件費以外の経費で1 件 5 万円以上の支出</td><td>経常経費以外の経費で1 件 5 万円以上の支出</td></tr></table>		国会議員関係政治団体	資金管理団体	その他の政治団体	会計帳簿	全ての支出			明細書	全ての支出			領収書等	全ての支出	1 件 5 万円以上の支出		振込明細書	全ての支出	1 件 5 万円以上の支出		領収書等を徴し難かった支出の明細書	全ての支出	人件費以外の経費で1 件 5 万円以上の支出	経常経費以外の経費で1 件 5 万円以上の支出	表現の整理 同上 法改正内容の反映 同上 同上 同上 同上 同上 同上
	国会議員関係政治団体	資金管理団体	その他の政治団体																																															
会計帳簿	すべての支出																																																	
明細書	すべての支出																																																	
領収書等	すべての支出	1 件 5 万円以上の支出																																																
振込明細書	すべての支出	1 件 5 万円以上の支出																																																
領収書等を徴し難かった支出の明細書	すべての支出	人件費以外の経費で1 件 5 万円以上の支出	経常経費以外の経費で1 件 5 万円以上の支出																																															
	国会議員関係政治団体	資金管理団体	その他の政治団体																																															
会計帳簿	全ての支出																																																	
明細書	全ての支出																																																	
領収書等	全ての支出	1 件 5 万円以上の支出																																																
振込明細書	全ての支出	1 件 5 万円以上の支出																																																
領収書等を徴し難かった支出の明細書	全ての支出	人件費以外の経費で1 件 5 万円以上の支出	経常経費以外の経費で1 件 5 万円以上の支出																																															

振込明細書に係る支出目的書	<u>すべての</u> 支出	人件費以外の経費で1件5万円以上の支出	経常経費以外の経費で1件5万円以上の支出
収支報告書	人件費以外の経費で1件1万円を超える支出	人件費以外の経費で1件5万円以上の支出	経常経費以外の経費で1件5万円以上の支出

8. 国会議員関係政治団体以外の政治団体であった期間について政治資金監査を行う場合、以下の支出については、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すれば足りること。

- ・ 1件5万円未満の支出（領収書等の徴収義務がないため）
- ・ 領収書等がない支出のうち、資金管理団体にあつては1件5万円以上の人件費に係る支出、その他の政治団体にあつては1件5万円以上の経常経費に係る支出（いずれも領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書の作成義務がないため）

9. 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間及び資金管理団体の指定の期間は、収支報告書（様式その1）により確認すること。

振込明細書に係る支出目的書	<u>全ての</u> 支出	人件費以外の経費で1件5万円以上の支出	経常経費以外の経費で1件5万円以上の支出
収支報告書	人件費以外の経費で1件1万円を超える支出	人件費以外の経費で1件5万円以上の支出	経常経費以外の経費で1件5万円以上の支出

11. （略）

12. （略）

旧	新	改定の概要
IV. 政治資金監査指針① 一般監査指針 1. 一般的な留意事項 1. 登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たっての一般的な留意事項は、以下のとおりである。 - 登録政治資金監査人は、政治資金制度を十分に理解するとともに、実務経験等から得られる知識の蓄積に努めること。 - 登録政治資金監査人は、公正かつ誠実に職責を果たすとともに、政治資金監査の対象となる国会議員関係政治団体との間に密接な身分関係を有してはならないこと。 - 登録政治資金監査人は、予断や予見を持つことなく職業的専門家として政治資金監査を行わなければならないこと。 - 登録政治資金監査人は、正当な理由がなく、政治資金監査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと（法第19条の28第1項）。 - 登録政治資金監査人は、使用人等（使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）に対して、その職務の遂行上適切な指示、指導及び監督を行わなければならないこと。 （新設） （新設） 2. 調査方法 2. 政治資金監査の調査方法については、会計帳簿等の関係書類から一定数を抽出するのではなく、全数を調査しなければならないこと。したがって、会計帳簿と領収書等との突合については、会計帳簿と<u>すべての</u>領収書等とを突合することが必要であること。	IV. 政治資金監査指針① 一般監査指針 1. 一般的な留意事項 1. 登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たっての一般的な留意事項は、以下のとおりである。 （略） （略） （略） （略） （略） <u>国会議員関係政治団体の代表者による収支報告書の確認は、会計帳簿等の関係書類に係る随時又は定期の確認、会計責任者の説明及び政治資金監査報告書に基づき行われることを念頭に、登録政治資金監査人は、適確に政治資金監査を行い政治資金監査報告書を作成しなければならないこと。</u> <u>政治資金監査の適確な実施に疑義が生じるような収支報告書や政治資金監査報告書の記載誤り等があると、収支報告の適正の確保と透明性の向上を図るという政治資金監査制度への信頼を損なうことから、登録政治資金監査人は、適確に政治資金監査を行わなければならないこと。</u> 2. 調査方法 2. 政治資金監査の調査方法については、会計帳簿等の関係書類から一定数を抽出するのではなく、全数を調査しなければならないこと。したがって、会計帳簿と領収書等との突合については、会計帳簿と<u>全ての</u>領収書等とを突合することが必要であること。	法改正に伴う留意事項の追加 政治資金監査の質の向上に係る留意事項の追加 法改正内容の反映

4. 政治資金監査契約書において規定すべき事項 (2) 登録政治資金監査人及び国会議員関係政治団体の責任 16. 国会議員関係政治団体の責任 - 円滑に政治資金監査を行うため、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を複数の事務所において管理している場合には、これらの書類を法第19条の13第2項各号に掲げられた事項についての書類の確認（以下「書面監査」という。）を行う事務所に政治資金監査が行われるまでの間に集約し、また、会計帳簿等の関係書類を支出項目別及び年月日順に整理すること。 - 登録政治資金監査人が政治資金監査を実施するために必要な<u>すべての</u>記録、書類、その他の情報を提供し、登録政治資金監査人からの書面又は口頭による質問に対しては遅滞なく真実を回答しなければならないこと。 5. 政治資金監査契約に係る留意事項 23. 登録政治資金監査人は、個人として、国会議員関係政治団体と政治資金監査の実施に関する契約を締結するものであり、弁護士法人、監査法人又は税理士法人として契約を締結することはできないので留意すること。 24. 政治資金監査契約書は、政治資金監査及び政治資金監査報告書の作成という仕事の完成に対して報酬を支払うということを内容とするものであることから、印紙税法第2条及び同法別表第一課税物件表の番号二に掲げる「請負に関する契約書」に該当し、印紙税が課せられることとなり、契約金額に応じた収入印紙の貼付が必要であること。 26. 政治資金監査報酬は、所得税法第204条第1項第2号に規定する「弁護士、公認会計士、税理士の業務に関する報酬又は料金」に該当することから、政治団体が政治資金監査報酬を支払う場合、所得税を源泉徴収することが必要とされていること。	4. 政治資金監査契約書において規定すべき事項 (2) 登録政治資金監査人及び国会議員関係政治団体の責任 16. 国会議員関係政治団体の責任 (略) - 登録政治資金監査人が政治資金監査を実施するために必要な<u>全ての</u>記録、書類、その他の情報を提供し、登録政治資金監査人からの書面又は口頭による質問に対しては遅滞なく真実を回答しなければならないこと。 5. 政治資金監査契約に係る留意事項 23. 登録政治資金監査人は、個人として、国会議員関係政治団体と政治資金監査の実施に関する契約を締結するものであり、弁護士法人、<u>弁護士・外国法事務弁護士共同法人</u>、監査法人又は税理士法人として契約を締結することはできないので留意すること。 24. 政治資金監査契約書は、政治資金監査及び政治資金監査報告書の作成という仕事の完成に対して報酬を支払うということを内容とするものであることから、印紙税法<u>(昭和42年法律第23号)</u>第2条及び同法別表第一課税物件表の番号二に掲げる「請負に関する契約書」に該当し、印紙税が課せられることとなり、契約金額に応じた収入印紙の貼付が必要であること。 26. 政治資金監査報酬は、所得税法<u>(昭和40年法律第33号)</u>第204条第1項第2号に規定する「弁護士、公認会計士、税理士の業務に関する報酬又は料金」に該当することから、政治団体が政治資金監査報酬を支払う場合、所得税を源泉徴収することが必要とされていること。	法改正内容の反映 政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令（令和4年総務省令第49号）の改正内容の反映 法令番号の追記 同上
---	---	---

旧	新	改定の概要
V. 政治資金監査指針② 個別監査指針 1. 法第19条の13第2項第1号に掲げる事項 一 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。 1. 保存対象となる会計帳簿等の関係書類について、これらの保存対象書類の一覧表の作成を会計責任者に求め、一覧表と保存対象書類の現物とを照合すること。 なお、一覧表の様式は特に定まっていないが、一覧表に記載することが想定される事項としては以下のものが考えられること。 - 一覧表を作成した日付 - 一覧表を作成した国会議員関係政治団体の名称と会計責任者の氏名 - 保存対象書類の名称及び冊数 保存対象書類の一覧表の例は、以下のとおりであり、実際に作成又は使用した書類を記載すること。 保存対象書類一覧表（例） 当団体が保存すべき政治資金監査対象年に係る会計帳簿等の関係書類は、以下のとおりである。 - 会計帳簿 3冊（①1月～4月分 ②5月～8月分 ③9月～12月分） ※補助簿・日計表を含む。 - 明細書綴り 1冊 - 領収書等綴り 3冊（①1月～4月分 ②5月～8月分 ③9月～12月分） ※振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を含む。 - 領収書等を徴し難かつた支出の明細書 1通 令和×年×月×日 〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）	V. 政治資金監査指針② 個別監査指針 1. 法第19条の13第2項第1号に掲げる事項 一 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。 1. 保存対象となる会計帳簿等の関係書類について、これらの保存対象書類の一覧表の作成を会計責任者に求め、一覧表と保存対象書類の現物とを照合すること。 なお、一覧表の様式は特に定まっていないが、一覧表に記載することが想定される事項としては以下のものが考えられること。 - 一覧表を作成した日付 - 一覧表を作成した国会議員関係政治団体の名称と会計責任者の氏名 - 保存対象書類の名称及び冊数 保存対象書類の一覧表の例は、以下のとおりであり、実際に作成又は使用した書類を記載すること。 保存対象書類一覧表（例） 当団体が保存すべき政治資金監査対象年に係る会計帳簿等の関係書類は、以下のとおりである。 - 会計帳簿 3冊（①1月～4月分 ②5月～8月分 ③9月～12月分） ※補助簿・日計表を含む。 - 明細書綴り 1冊 - 領収書等綴り 3冊（①1月～4月分 ②5月～8月分 ③9月～12月分） ※振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を含む。 - 領収書等を徴し難かつた支出の明細書 1通 <u>残高確認書（添付書類を含む。） 1通</u> <u>差額説明書 1通</u> 令和×年×月×日 〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）	法改正内容の反映 同上

会計責任者 ○○ ○○ 2. なお、会計帳簿等の関係書類については、当該年に係る収支報告書<u>の要旨</u>が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならないが、政治資金監査においては、その対象となる年に係るものが保存されていることを確認すれば足りることに留意すること。 2. 法第19条の13第2項第2号に掲げる事項 二 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。 3. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体の<u>すべての</u>支出について、会計帳簿に必要記載事項を記載するとともに、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を徴さなければならない（法第9条・第11条第1項・第19条の9）。政治資金監査においては、会計帳簿と<u>すべての</u>領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認することとなる。 （4）会計帳簿の必要記載事項の確認 16. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これに<u>すべての</u>支出並びに支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載しなければならないこととされている（法第9条第1項）。 17. 会計帳簿と<u>すべての</u>領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認するとともに、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すること。 3. 法第19条の13第2項第3号に掲げる事項 三 第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。	会計責任者 ○○ ○○ 2. なお、会計帳簿等の関係書類については、当該年に係る収支報告書が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならないが、政治資金監査においては、その対象となる年に係るものが保存されていることを確認すれば足りることに留意すること。 2. 法第19条の13第2項第2号に掲げる事項 （略） 3. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体の<u>全ての</u>支出について、会計帳簿に必要記載事項を記載するとともに、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を徴さなければならない（法第9条・第11条第1項・第19条の9）。政治資金監査においては、会計帳簿と<u>全ての</u>領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認することとなる。 （4）会計帳簿の必要記載事項の確認 16. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これに<u>全ての</u>支出並びに支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載しなければならないこととされている（法第9条第1項）。 17. 会計帳簿と<u>全ての</u>領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認するとともに、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すること。 3. 法第19条の13第2項第3号に掲げる事項 （略）	法改正内容の反映 同上 同上 同上 同上
---	--	---

23. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、<u>すべての</u>支出について、その総額及び支出項目別の金額を、また、人件費以外の経費の支出（１件当たりの金額が１万円を超えるものに限る。）については、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した収支報告書を提出しなければならないこととされている（法第１２条第１項・第１７条第１項・第１９条の１０）。 4. 法第１９条の１３第２項第４号に掲げる事項 四 領収書等を徴し難かつた支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。 （１）一般的事項 27. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体の<u>すべての</u>支出について、領収書等を徴さなければならないが、領収書等を徴し難い事情があるときは、例外的に領収書等を徴することを要しない（法第１１条第１項・第１９条の９）。 28. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体が行った支出のうち領収書等を徴し難い事情があったものについては、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書等を徴し難かつた支出の明細書（振込明細書があるときにあっては、当該支出の目的を記載した書面。以下「領収書等を徴し難かつた支出の明細書等」という。）を作成しなければならないこととされている（法第１９条の１１第１項）。 （新設）	23. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、<u>全ての</u>支出について、その総額及び支出項目別の金額を、また、人件費以外の経費の支出（１件当たりの金額が１万円を超えるものに限る。）については、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した収支報告書を提出しなければならないこととされている（法第１２条第１項・第１７条第１項・第１９条の１０）。 4. 法第１９条の１３第２項第４号に掲げる事項 （略） （１）一般的事項 27. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体の<u>全ての</u>支出について、領収書等を徴さなければならないが、領収書等を徴し難い事情があるときは、例外的に領収書等を徴することを要しない（法第１１条第１項・第１９条の９）。 28. 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体が行った支出のうち領収書等を徴し難い事情があったものについては、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書等を徴し難かつた支出の明細書（振込明細書があるときにあっては、当該支出の目的を記載した書面。以下「領収書等を徴し難かつた支出の明細書等」という。）を作成しなければならないこととされている（法第１９条の１１）。 5. 法第１９条の１３第２項第５号に掲げる事項 五 <u>第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていること。</u> （１）一般的事項 33. <u>国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体の収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が、収支報告書に記載すべき年の１２月３１日（解散等した場合にはその日）における残高確認書に記載された残高の額と一致しているかどうかを確認しなければならないこととされている（法第１９条の１１の２第１項）。また、この確認により、翌年への繰越しの金額が残高の額と一致しないことが判明したときは、差額説明書を作成しなければならないこととされている（法第１９条の１１の２第２項）。</u>	法改正内容の反映 同上 同上 法改正に伴う新設 同上 同上 同上
--	---	---

	<u>34. 政治資金監査においては、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が残高確認書に記載された残高の額と一致しているかどうかを確認すること。その際、残高確認書に記載された内容が、残高確認書の添付書類（金融機関が作成する残高を証する書面等）により示された内容と一致しているかどうかについても併せて確認すること。</u>	法改正に伴う政治資金監査における新たな確認内容等に係る記載の追加
	<u>35. 翌年への繰越しの金額と残高の額が一致しない場合には、差額説明書において、差額の全額分について差額の理由が記載されているかどうかを確認すること。</u>	同上
	<u>36. 収支報告書（翌年への繰越額に係る部分に限る。）に計算誤りがないかどうかを検算して確認すること。</u>	同上
	<u>37. 収支報告書に翌年への繰越しの金額が0円と記載されている場合であっても、当該金額が残高確認書に記載された残高の額と一致しているかどうかを確認する必要があること。</u>	同上
	<u>（2）差額の理由の具体例</u>	令和6年度第3回委員会における議論を踏まえた差額の理由の具体例に係る記載の追加
	<u>38. 差額説明書に記載される差額の理由の具体例としては、主に以下のような場合が考えられること。</u> <u>・ クレジットカードを利用した場合</u> <u>クレジットカードにより物品やサービス等を購入する場合、購入時点で支出の目的ごとに支出額を計上する簡易な記載方法が認められているところであるが、この場合には、購入時点とクレジットカード利用の口座振替時点にずれが生じることから、購入時点が年内、口座振替時点が翌年となると、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額と預金又は貯金の口座の残高の額との差額が生じることとなる。</u> <u>・ 手持ち資金を現金で保有している場合</u> <u>国会議員関係政治団体が必要な範囲内において預金又は貯金の口座から現金を引き出して保有することは禁じられておらず、この場合には、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額と預金又は貯金の口座の残高の額との差額が生じることとなる。</u>	同上
	<u>39. 差額の理由がクレジットカードの利用であった場合には、当該理由のとおり会計帳簿や収支報告書にクレジットカードの利用による支出である旨が記載されているかどうかを確認すること。</u>	令和6年度第3回委員会における議論を踏まえた差額の理由がクレジットカードの利用であった場合の確認内容に係る記載の追加

旧	新	改定の概要
VI. 政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング 1. 会計責任者等に対するヒアリングの意義・目的 1. 会計責任者等に対するヒアリングは、職業的専門家である登録政治資金監査人が会計責任者本人に対しヒアリングを行うことにより、<u>領収書等の徴収漏れ又は亡失等により書面監査では国会議員関係政治団体の支出の状況が確認できなかったものについて、支出の実体を確認するとともに、書面監査で支出の状況を確認した国会議員関係政治団体の支出のうち一定の支出について適法性等を確認し、さらなる収支報告の適正の確保を図るものである。</u> 2. <u>併せて</u>、国会議員関係政治団体の会計処理方法や会計帳簿の支出項目の区分の分類等を確認することにより、国会議員関係政治団体の会計処理の適正化も期待できるものである。 2. ヒアリング事項 3. 会計責任者等に対するヒアリングにおいては、以下に掲げる事項について、ヒアリングを行うものとする。 (1) 会計処理方法 (2) 支出項目の区分の分類 (3) 書面監査では支出の状況が確認できなかったもの (新設) (4) 書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの (新設) (新設)	VI. 政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング 1. 会計責任者等に対するヒアリングの意義・目的 1. 会計責任者等に対するヒアリングは、職業的専門家である登録政治資金監査人が会計責任者本人に対しヒアリングを行うことにより、<u>書面監査では国会議員関係政治団体の支出の状況又は翌年への繰越しの状況が確認できなかったものについて、支出の実体又は翌年への繰越しの実体を確認するとともに、書面監査で確認した支出の状況又は翌年への繰越しの状況について、一定の支出に係る適法性等も含め、その詳細を確認し、さらなる収支報告の適正の確保を図るものである。</u> 2. <u>あわせて</u>、国会議員関係政治団体の会計処理方法や会計帳簿の支出項目の区分の分類等を確認することにより、国会議員関係政治団体の会計処理の適正化も期待できるものである。 2. ヒアリング事項 3. 会計責任者等に対するヒアリングにおいては、以下に掲げる事項について、ヒアリングを行うものとする。 (1)～(3) (略) (4) <u>書面監査では翌年への繰越しの状況が確認できなかったもの</u> (5) (略) (6) <u>書面監査に加えて、翌年への繰越しの状況の詳細を確認する必要があるもの</u> (4) <u>書面監査では翌年への繰越しの状況が確認できなかったもの</u> 16. <u>収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額、残高確認書の記載事項及び差額説明書の記載事項が整合的でない場合には、会計責任者等に確認を求めること。</u> 17. <u>差額の理由がクレジットカードの利用であった場合において、当該理由のとおり会計帳簿や収支報告書にクレジットカードの利用による支出である旨が記載されていることが書面監査で確認できなかった場合には、会計責任者等に確認を求めること。</u>	法改正内容の反映 表現の整理 法改正に伴うヒアリング事項の追加 同上 法改正に伴うヒアリングにおける確認内容の追加 同上 令和6年度第3回委員会における議論を踏まえたヒアリングにおける確認

<u>（４）書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの</u> <u>16.</u> 収支報告の適正を確保するため、書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるものは、以下のとおりである。なお、書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項のヒアリングを妨げないものであること。 ・ 政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費（光熱水費、家賃等） ・ 他の政治団体に対する支出（新設） ・ 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出 <u>17.</u> 政治資金監査を行った現場の事務所が、当該国会議員関係政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合における経常経費について、当該国会議員関係政治団体の活動に係る経常経費とそれ以外の経常経費とをどのようにあん分しているかを会計責任者等に確認すること。 <u>18.</u> 他の政治団体に対する支出の有無を聴取し、該当する支出がある場合には当該支出を受けた政治団体において適切な会計処理が行われていることの確認を会計責任者等に求めること。 （新設） <u>19.</u> 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出については、これらの支出に公職選挙法に抵触する支出が含まれていないことの確認を会計責任者等に求めること。 （新設）	<u>（５）書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの</u> <u>18.</u> 収支報告の適正を確保するため、書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるものは、以下のとおりである。なお、書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項のヒアリングを妨げないものであること。 ・ （略） ・ （略） ・ <u>国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党本部、みなし１号団体に該当する政党支部以外の政党支部及び政治資金団体を除く。以下同じ。）に対する寄附</u> ・ （略） <u>19.</u> （略） <u>20.</u> （略） <u>21.</u> <u>国会議員関係政治団体以外の政治団体に対する寄附の有無を聴取し、該当する寄附がある場合には、法第１９条の１６の３第２項に基づき、当該政治団体に対し、文書で国会議員関係政治団体からの寄附である旨等の通知を行っているかどうかの確認を会計責任者等に求めること。</u> <u>22.</u> 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出については、これらの支出に公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）に抵触する支出が含まれていないことの確認を会計責任者等に求めること。 <u>（６）書面監査に加えて、翌年への繰越しの状況の詳細を確認する必要があるもの</u> <u>23.</u> <u>収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額と残高確認書に記載された残高の額が一致しない理由（差額の理由）については、差額説明書に記載されたとおりであることの確認を会計責任者等に求めること。</u>	内容の追加 表現の整理 法改正に伴う支出の状況の詳細に係るヒアリング事項の追加 同上 法令番号の追記 法改正に伴うヒアリングにおける確認内容等の追加 同上
--	--	--

	<u>24. 差額の理由が手持ち資金の現金での保有であった場合において、当該理由のとおり 1 2 月 3 1 日（解散等した場合にはその日）時点で手持ち資金を現金で保有していた ことの確認を会計責任者等に求めること。</u>	法改正に伴うヒアリング における確認内容等の追 加
	<u>25. 「V. 5.（2）差額の理由の具体例」以外の理由を差額説明書に記載しているもの については、その状況の詳細を会計責任者等に確認すること。</u>	同上

旧	新	改定の概要
VII. 政治資金監査報告書 2. 政治資金監査報告書は、国会議員関係政治団体の会計責任者が都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に収支報告書を提出するときに、併せて提出されるものであること（法第19条の14）。 3. 都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出された政治資金監査報告書は、これらを受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会において、当該政治資金監査報告書に係る収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存されるとともに、何人も、この期間、政治資金監査報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができるものであること（法第20条の2第1項・第2項）。 1. 政治資金監査報告書の記載事項 9. 登録政治資金監査人の氏名については、当該政治資金監査報告書を作成した登録政治資金監査人本人が自署すること。 10. 登録政治資金監査人の登録番号及び研修修了年月日については、登録政治資金監査人名簿への登録番号及び政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修の修了年月日を記載すること。 （新設） （1）監査の概要 13. 政治資金監査の対象期間については、政治資金監査の対象とした年を記載し、併せて当該年の収支報告書による報告の対象となったすべての期間について政治資金監査を実施した旨を記載すること。 また、対象書類については、書類の有無も含めて政治資金監査の対象としたことを明確にするため、保存を確認した書類だけではなく、「収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）」と記載例どおりすべて列記すること。	VII. 政治資金監査報告書 2. 政治資金監査報告書は、国会議員関係政治団体の会計責任者が都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に収支報告書を提出するときに、併せてオンラインで提出されるものであること（法第19条の14・法第19条の15）。 3. 都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出された政治資金監査報告書は、これらを受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会において、当該政治資金監査報告書に係る収支報告書が公表された日から3年を経過する日まで保存されるとともに、何人も、この期間、政治資金監査報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができるものであること（法第20条の2第1項・第2項）。 1. 政治資金監査報告書の記載事項 （削除） 9. （略） 10. 国会議員関係政治団体に係る収支報告書及び政治資金監査報告書については、会計責任者が都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣にオンラインで提出するものとされており、登録政治資金監査人は、政治資金監査報告書に自身の電子署名を行うこと。 （1）監査の概要 13. 政治資金監査の対象期間については、政治資金監査の対象とした年を記載し、あわせて当該年の収支報告書による報告の対象となった全ての期間について政治資金監査を実施した旨を記載すること。 また、対象書類については、書類の有無も含めて政治資金監査の対象としたことを明確にするため、保存を確認した書類だけではなく、「収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）、残高確認書及び差額説明書」と記載例どおり全て列記すること。	法改正内容の反映 同上 同上 法改正に伴う登録政治資金監査人の自署に係る記載の削除 法改正に伴う登録政治資金監査人の電子署名に係る記載の追加 表現の整理 法改正内容の反映 同上

(2) 監査の結果 16. 監査の結果については、政治資金監査マニュアルに基づいて行った政治資金監査の結果を、記載例に従って記載すること。 - 政治資金監査の対象となった事項について<u>すべて</u>確認できた場合、記載例（１）の例によること。ただし、収支報告書に支出が計上されていない場合、記載例（４）の例によることが望ましいものであること。 - 会計帳簿に記載不備がある場合、支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等、記載不備がある記載事項の種類を明らかにした上、記載例（２）の例によること。 - 政治資金監査マニュアルに基づき会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合、以下に掲げる区分に従い、その内容を明らかにした上、記載例（３）の例によること。 ① 領収書等又は振込明細書が存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されず、書面監査において支出の状況が確認できなかったもの（人件費以外の経費の支出に限る。）については、会計責任者から提出された領収書等亡失等一覧表を添付の上、記載例（３）の（別記）（１）の例によること。 ② 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものについては、件数及び総額を明らかにした上、記載例（３）の（別記）（２）の例によること。 ③ 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているもので、会計責任者に対するヒアリングを行った結果、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたとは認められないと判断されるものについては、支出の日付、支出項目の区分の分類及び金額を明らかにした上で、記載例（３）の（別記）（３）の例によること。 また、上記①～③に加え、政治資金監査マニュアルに基づき会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出として、記載例（３）の（別記）（１）～（３）以外の記載が必要と判断した事項がある場合は、政治資金適正化委員会に照会すること。 (4) その他 (新設)	(2) 監査の結果 16. 監査の結果については、政治資金監査マニュアルに基づいて行った政治資金監査の結果を、記載例に従って記載すること。 - 政治資金監査の対象となった事項について<u>全て</u>確認できた場合、記載例（１）の例によること。ただし、収支報告書に支出が計上されていない場合、記載例（４）の例によることが望ましいものであること。 (略) - 政治資金監査マニュアルに基づき会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合、以下に掲げる区分に従い、その内容を明らかにした上、記載例（３）の例によること。 ①・② (略) ③ 高額領収書等のあて名に当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているもので、会計責任者等に対するヒアリングを行った結果、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたとは認められないと判断されるものについては、支出の日付、支出項目の区分の分類及び金額を明らかにした上で、記載例（３）の（別記）（３）の例によること。 また、上記①～③に加え、政治資金監査マニュアルに基づき会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出として、記載例（３）の（別記）（１）～（３）以外の記載が必要と判断した事項がある場合は、政治資金適正化委員会に照会すること。 (4) その他 <u>19. 政治資金監査報告書の作成に当たっては、政治資金適正化委員会のホームページに掲載されている政治資金監査報告書の様式をダウンロードし、これを活用することが望ましいものであること。</u>	法改正内容の反映 表現の整理 政治資金監査報告書の様式の活用に係る記載の追加
--	---	---

2. 政治資金監査報告書記載例 (1) 政治資金監査の対象となった事項について <u>すべて</u> 確認できた場合	2. 政治資金監査報告書記載例 (1) 政治資金監査の対象となった事項について <u>全て</u> 確認できた場合	法改正内容の反映
政治資金監査報告書 令和×年×月×日 〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名） 代表 〇〇 〇〇 殿 登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 登 録 番 号 第 ×××× 号 研 修 修 了 年 月 日 × 年 × 月 × 日 1 監査の概要 (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の令和×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）の<u>すべての</u>期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書<u>及び</u>振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。 (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。 (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書<u>及び</u>振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。 (4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。 2 監査の結果 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。 (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書<u>及び</u>振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。	政治資金監査報告書 令和×年×月×日 〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名） 代表 〇〇 〇〇 殿 登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 登 録 番 号 第 ×××× 号 研 修 修 了 年 月 日 × 年 × 月 × 日 1 監査の概要 (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の令和×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）の<u>全ての</u>期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、<u>振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）</u>、<u>残高確認書及び差額説明書</u>について、支出<u>及び翌年への繰越し</u>に関する政治資金監査を行った。 (2)（略） (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、<u>振込明細書に係る支出目的書</u>、<u>残高確認書及び差額説明書</u>について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。 (4)（略） 2 監査の結果 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。 (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、<u>振込明細書に係る支出目的書</u>、<u>残高確認書及び差額説明書</u>が保存されていた。	※ 以下、記載例については、新旧対照表作成の便宜上、既存の下線は削除した上で、改正箇所のみ下線を引くこととしている。 法改正内容の反映 同上 同上 同上

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。 (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。 (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。 (新設) 3 業務制限 〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。 また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である(※3)。 以 上	(2)～(4)(略) <u>(5) 法第19条の13第2項第5号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていた。</u> 3 (略) 以 上	法改正内容の反映
(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。 (※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。 (注) 政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを条件として以下の場合が考えられること。 ① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合 ② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当である	(※1)～(※3)(略)	

と登録政治資金監査人が判断した場合 ③ 解散により、政治資金監査を実施する時点において主たる事務所が存在しなくなった場合 (例) 上記①により、主たる事務所以外で実施した場合 1 監査の概要 (1) ～ (3) 略 (4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると〇〇〇〇（登録政治資金監査人名）が判断したため、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の従たる事務所（〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地）において行った。 (※3) 使用人その他の従業者がいない場合は、「また、」以下は記載しないこと。 (※4) その他の留意事項 「1 監査の概要」(1) 及び (3) には、記載例どおり<u>すべての</u>書類を列記すること。 「2 監査の結果」(1) <u>及び</u> (3) には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。 (2) 会計帳簿に記載不備がある場合	(※4) その他の留意事項 「1 監査の概要」(1) 及び (3) には、記載例どおり<u>全ての</u>書類を列記すること。 「2 監査の結果」(1)、<u>(3) 及び (5)</u> には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。 (2) 会計帳簿に記載不備がある場合	法改正内容の反映 同上
政治資金監査報告書 令和×年×月×日 〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名） 代表 〇〇 〇〇 殿 登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 登 録 番 号 第 ×××× 号 研 修 修 了 年 月 日 × 年 × 月 × 日 1 監査の概要 (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の令和×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）の<u>すべての</u>期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の	政治資金監査報告書 令和×年×月×日 〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名） 代表 〇〇 〇〇 殿 登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 登 録 番 号 第 ×××× 号 研 修 修 了 年 月 日 × 年 × 月 × 日 1 監査の概要 (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の令和×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）の<u>全ての</u>期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明	同上

明細書、振込明細書<u>及び振込明細書</u>に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。 （２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。 （３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書<u>及び振込明細書</u>に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。 （４）この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※２）において行った。 ２ 監査の結果 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。 （１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書<u>及び振込明細書</u>に係る支出目的書が保存されていた。 （２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、〇〇（※３）の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。 （３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書（※１）は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。 （４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。 （新設） ３ 業務制限 〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。 また、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である（※４）。	細書、振込明細書、<u>振込明細書</u>に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）<u>、残高確認書及び差額説明書</u>について、支出<u>及び翌年への繰越し</u>に関する政治資金監査を行った。 （２）（略） （３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、<u>振込明細書</u>に係る支出目的書、<u>残高確認書及び差額説明書</u>について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。 （４）（略） ２ 監査の結果 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。 （１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、<u>振込明細書</u>に係る支出目的書、<u>残高確認書及び差額説明書</u>が保存されていた。 （２）～（４）（略） <u>（５）法第１９条の１３第２項第５号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書（※１）は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていた。</u> ３（略）	法改正内容の反映 同上 同上 同上
--	---	---

以 上		以 上	
(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。 (※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外については、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。 (※3) 支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等の会計帳簿の記載事項の種類を記載すること。 (※4) 使用人その他の従業者がいない場合は、「また、」以下は記載しないこと。 (※5) その他の留意事項 「1 監査の概要」(1)及び(3)には、記載例どおり<u>すべての</u>書類を列記すること。 「2 監査の結果」(1)及び(3)には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。 (3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合		(※1)～(※4)(略) (※5) その他の留意事項 「1 監査の概要」(1)及び(3)には、記載例どおり<u>全ての</u>書類を列記すること。 「2 監査の結果」(1)、(3)及び(5)には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。 (3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合	
政治資金監査報告書 令和×年×月×日 〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名) 代表 〇〇 〇〇 殿 登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 登 録 番 号 第 ×××× 号 研 修 修 了 年 月 日 × 年 × 月 × 日 1 監査の概要 (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)の令和×年に係る法第12条第1項に規		政治資金監査報告書 令和×年×月×日 〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名) 代表 〇〇 〇〇 殿 登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 登 録 番 号 第 ×××× 号 研 修 修 了 年 月 日 × 年 × 月 × 日 1 監査の概要 (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)の令和×年に係る法第12条第1項に規	

法改正内容の反映
同上

定する収支報告書（※１）の<u>すべての期間</u>を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書<u>及び振込明細書</u>に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。 （２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。 （３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書<u>及び振込明細書</u>に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。 （４）この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※２）において行った。 ２ 監査の結果 私が実施した政治資金監査の結果は、（別記）を除き、以下のとおりである。 （１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書<u>及び振込明細書</u>に係る支出目的書が保存されていた。 （２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。 （３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書（※１）は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。 （４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。 （新設） （別記）（※３） （１）別添の「領収書等亡失等一覧表」 （２）支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費（×件、計××××円）	定する収支報告書（※１）の<u>全ての期間</u>を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、<u>振込明細書</u>に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）、<u>残高確認書及び差額説明書</u>について、支出<u>及び翌年への繰越し</u>に関する政治資金監査を行った。 （２）（略） （３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、<u>振込明細書</u>に係る支出目的書、<u>残高確認書及び差額説明書</u>について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。 （４）（略） ２ 監査の結果 私が実施した政治資金監査の結果は、（別記）を除き、以下のとおりである。 （１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、<u>振込明細書</u>に係る支出目的書、<u>残高確認書及び差額説明書</u>が保存されていた。 （２）～（４）（略） <u>（５）法第１９条の１３第２項第５号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書（※１）は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていた。</u> （別記）（略）	法改正内容の反映 同上 同上 同上 同上
--	---	---

(3) ○○○○（国会議員関係政治団体名）に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの （××月××日・××費・××××円） 領収書等のあて名に記載されていた名称 ○○○○○○ 3 業務制限 ○○○○（国会議員関係政治団体名）と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。 また、○○○○（国会議員関係政治団体名）と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である（※4）。 以 上	3（略） 以 上							
(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。 (※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外については、記載例（1）(※2) の（注）を参照のこと。 (※3) （2）及び（3）については、該当するものがある場合に記載すること。記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合には、政治資金適正化委員会に照会すること。 (※4) 使用人その他の従業者がいない場合は、「また、」以下は記載しないこと。 (※5) その他の留意事項 「1 監査の概要」（1）及び（3）には、記載例どおり<u>すべての</u>書類を列記すること。 「2 監査の結果」（1）<u>及び</u>（3）には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。 (別添) 領収書等亡失等一覧表 <table><tr><th colspan="2">支出の目的</th><th rowspan="2">金 額</th><th rowspan="2">年月日</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>項 目</th><th>摘 要</th></tr></table>	支出の目的		金 額	年月日	備 考	項 目	摘 要	(※1) ～ (※4)（略） (※5) その他の留意事項 「1 監査の概要」（1）及び（3）には、記載例どおり<u>全ての</u>書類を列記すること。 「2 監査の結果」（1）、（3）<u>及び（5）</u>には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。 (別添)（略） 法改正内容の反映 同上
支出の目的		金 額				年月日	備 考	
項 目	摘 要							

何	々			
	1 何々	5,000	○. 1. 1	
	2 何々	50,000	〃. 3. 1	A山一郎・東京都〇〇区〇〇町〇〇番地

※ 本表は、国会議員関係政治団体において作成され、登録政治資金監査人に対して提出されたものである。

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
 - 2 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等又は振込明細書が存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）を記載すること。
 - 3 収支報告書に支出の明細を記載すべき支出（国会議員関係政治団体である間に行った支出にあっては人件費以外の経費で1件1万円を超える支出）にあっては、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載すること。
 - 4 会計責任者等が特に必要と判断する場合には、領収書等を徴収漏れ又は亡失した事情を「備考」欄に記載することができる。ただし、当該事情については、政治資金監査の対象とならないことに留意すること。

（４）収支報告書に支出が計上されていない場合

収支報告書に支出が計上されていない場合であっても、支出が計上されていないことを明確にしておくため、当該団体の支出に係る書類として、会計帳簿を備え、収支報告書を提出することとされており、その場合の政治資金監査報告書は、以下の例によることが望ましいものであること。

政治資金監査報告書

令和×年×月×日

（４）収支報告書に支出が計上されていない場合

収支報告書に支出が計上されていない場合であっても、支出が計上されていないことを明確にしておくため、当該団体の支出に係る書類として、会計帳簿を備え、収支報告書を提出することとされており、その場合の政治資金監査報告書は、以下の例によることが望ましいものであること。

政治資金監査報告書

令和×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名） 代表 〇〇 〇〇 殿 登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 登 録 番 号 第 ×××× 号 研 修 修 了 年 月 日 × 年 × 月 × 日 1 監査の概要 （１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の令和×年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書（※１）の<u>すべての期間</u>を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書<u>及び振込明細書</u>に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。 （２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。 （３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書<u>及び振込明細書</u>に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。 （４）この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※２）において行った。 2 監査の結果 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。 （１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。 なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。 （２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。 （３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書（※１）は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。	〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名） 代表 〇〇 〇〇 殿 登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 登 録 番 号 第 ×××× 号 研 修 修 了 年 月 日 × 年 × 月 × 日 1 監査の概要 （１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の令和×年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書（※１）の<u>全ての期間</u>を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、<u>振込明細書</u>に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）、<u>残高確認書及び差額説明書</u>について、支出<u>及び翌年への繰越し</u>に関する政治資金監査を行った。 （２）（略） （３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書、<u>振込明細書</u>に係る支出目的書、<u>残高確認書及び差額説明書</u>について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。 （４）（略） 2 監査の結果 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。 （１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、<u>残高確認書及び差額説明書</u>が保存されていた。 なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。 （２）～（４）（略）	法改正内容の反映 同上 同上 同上
---	---	---

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。 (新設) 3 業務制限 ○○○○(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。 また、○○○○(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である(※3)。 以 上	<u>(5) 法第19条の13第2項第5号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が表示されていた。</u> 3 (略) 以 上	法改正内容の反映
(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。 (※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外については、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。 (※3) 使用人その他の従業者がいらない場合は、「また、」以下は記載しないこと。 (※4) その他の留意事項 「1 監査の概要」(1)及び(3)には、記載例どおり<u>すべての書類</u>を列記すること。 (新設)	(※1)～(※3)(略) (※4) その他の留意事項 「1 監査の概要」(1)及び(3)には、記載例どおり<u>全ての書類</u>を列記すること。 <u>「2 監査の結果」(1)及び(5)には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。</u>	同上 同上

旧	新	改定の概要
Ⅷ. その他の留意事項	Ⅷ. その他の留意事項	
1. 政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの活用 (新設) (1) 政治資金監査チェックリスト 1. 政治資金監査を行うに当たっては、必要に応じて、政治資金監査チェックリストを活用し、監査事項の確認を行う<u>ことが望ましいものであること。</u> (2) 政治資金監査報告書チェックリスト 2. 政治資金監査報告書を作成するに当たっては、必要に応じて、政治資金監査報告書チェックリストを活用する<u>ことが望ましいものであること。</u> 2. 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応 3. 領収書等の再発行等又は収支報告書の訂正により、会計責任者等が政治資金監査時に登録政治資金監査人に対して示した書類又は説明した内容に変更が生じた場合には登録政治資金監査人に連絡するよう、予め会計責任者等に伝えておくこと。	1. 政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの活用 1. <u>収支報告の適正の確保と透明性の向上を図るという政治資金監査制度への信頼を損なわないようにするため、チェックリストの活用により、適確に政治資金監査を行い政治資金監査報告書を作成すること。</u> (1) 政治資金監査チェックリスト 2. 政治資金監査を行うに当たっては、必要に応じて、政治資金監査チェックリストを活用し、監査事項の確認を行うこと。 (2) 政治資金監査報告書チェックリスト 3. 政治資金監査報告書を作成するに当たっては、必要に応じて、政治資金監査報告書チェックリストを活用すること。 2. 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応 4. (略)	チェックリストの活用促進に係る記載の追加 チェックリストの活用促進に係る表現の整理 同上